

私道の舗装などの整備 補助金を活用ください

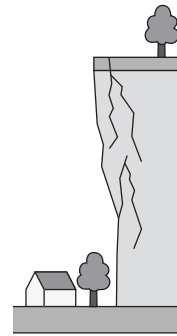
町では、私道などを整備する費用の一部を補助しています。申請方法などはお問い合わせください。

- ▷対象工事 ▶道路舗装工事▶道路舗装工事と併せて行う側溝や転落防止柵の設置工事
- ▷補助金額 工事費の10分の7(上限150万円)
- ▷補助条件 ▶私道などの延長が20m以上かつ幅員が1m以上である▶私道などの一端が町道などの舗装道路に接続している▶私道などに面している家屋が3戸以上ある▶私道などが築造後2年以上経過している(個人または団体などによる住宅分譲地のような私道などは、築造後20年以上経過していること)

◆申請先・問い合わせ 町建設課土木管理係(内線231、232、233)へどうぞ。

- ▽対象工事 町内の施工業者が行う擁壁補強工事やのり面保
- ▽対象地 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に土地や住居を所有する人
- ▽対象地 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に土地や住居を所有する人
- ▽対象地 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に土地や住居を所有する人

- ◆申請先・問い合わせ 町建設課土木管理係(内線232)へ。
- ▽補助金額 工事費用の4分の3以内(上限150万円)
- ※一連の急傾斜地を共同で工事する場合には、負担割合に応じて補助金を交付します。
- ◇ 護工事、待ち受け擁壁工事など



新制度 「急傾斜地崩壊対策事業補助金」 のり面保護工事などに

新制度 町外からの移住者が対象 住宅取得費や家賃などを補助

町では、移住定住対策として、本年度から新たに移住者が住宅を取得したときの費用や民間住宅を借りたときの家賃の一部を補助します。

■住宅を取得した人

- ▷対象者 令和3年4月1日以降に町外(宮古市や釜石市、大槌町、岩泉町を除く)から5年以上定住することを目的に住宅を新築した人か中古住宅を購入した人
- ▷対象家屋 申請者本人が住むための住宅
- ▷補助金額 右表のとおり

■民間住宅を借りた人

- ▷対象者 令和3年4月1日以降に町外(宮古市や釜石市、大槌町、岩泉町を除く)から移住し、就業している人
- ▷交付対象 住宅費補助金を除いた民間住宅の賃借費
- ▷補助金額 家賃の12カ月分に相当する額(上限額36万円)
- ※他にも対象要件がありますので、事前にお問い合わせください。



山田町への移住をサポート(写真はイメージです)

■補助金額

	子育て世帯	子育て世帯以外
新築の場合	取得費の2分の1 (上限額100万円)	取得費の2分の1 (上限額100万円)
中古の場合		取得費の4分の1 (上限額100万円)

※町内業者の施工で新築した場合には、取得費の2分の1に加えて20万円が加算されます。

※国家公務員や地方公務員は対象となりません。

◆申請先・問い合わせ 町政策企画課まちづくり推進係(内線362)へどうぞ。